

# 材料検査実施基準 本文の読み替えについて

東京都港湾局「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」の改定（令和6年4月）により、材料搬入予定調書(統一19号様式)の様式番号を「甲第134号」に変更したことに伴い、材料検査実施基準に記載の様式番号を下記の通り読み替える。

## 1 読み替え対象基準

東京都港湾局「材料検査実施基準（令和3年4月）」

## 2 読み替え内容

本文中「材料搬入予定調書(統一19号様式)」⇒「材料搬入予定調書(甲第134号様式)」  
様式中「統一19」⇒「甲第134号」

## 3 読み替えの事例

材料検査実施基準（令和3年4月） P2等

(材料検査)

第5 材料検査を行う検査員及び監督員(以下「検査職員」という。)は、本基準に基づき工事主管課長と協議の上、受注者が作成した材料搬入予定調書(統一19号様式)に基づき行うものとする。⇒甲第134号様式

2 試験を行う検査は、受注者から提出される材料検査請求書(統一20号様式)に基づき行うものとする。

3 試験を行う検査以外は、第1項の材料搬入予定調書(統一19号様式)に添付された材料搬入予定・実績内訳調書(甲第103号様式)に基づき行うものとする。⇒甲第134号様式

なお、工事主管課長が適当であると判断した品目については、前項の材料搬入予定調書に必要な資料を添付させることにより、検査職員の立会いを省略することができる。

材料検査実施基準（令和3年4月） P24

|                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| <u>統一19</u>     |   |  |
| ⇒ <u>甲第134号</u> |   |  |
| 文書番号<br>(工事番号)  |   |  |
| 材料搬入予定調書        |   |  |
| 年 月 日           |   |  |
| (発注者宛)          | 殿 |  |